

岐阜県公報

第二千三百九十一号
平成二十四年十月二十六日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
 道路の区域変更
 道路の供用開始
 (治山課) 七〇九
 (道路維持課) 七二〇
 (同) 七二〇

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 政治団体の異動事項の公表
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表
 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表
 (選挙管理委員会) 七一一
 (同) 七一一
 (同) 七二二
 (同) 七二二

公示

落札者等に関する公示
 特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 指定管理者の変更の届出に関する公示
 落札者等に関する公示
 (管財課) 七二二
 (環境生活政策課) 七二三
 (同) 七二三
 (街路公園課) 七二三
 (会計課) 七二四

告示

岐阜県告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
関市富之保字雁曾礼裏山六一九四、六一九五の一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字雁曾礼裏山六一九四(次の図に示す部分に限る。)、六一九五の一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字寺田段二三三八七、字寺田洞二三四〇七、二三四二二の一、二三四二二の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺田段二三三八七（次の図に示す部分に限る。）、字寺田洞二三四二二の三
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	土岐市停車場線 細野	土岐市土岐津町土岐口字茶屋二一九番二地先から 茶屋二二七九番二地先が ら	別	三・七 三・五	三・〇	
		同市土岐津町高山字慈光官公有無番地先（六五番一八地先）まで	後	三・七 一・五	三・〇	

岐阜県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
県道	土岐市停車場線 細野	土岐市土岐津町土岐口字茶屋二一九番二地先から 二二七九番二地先が ら	延 三・〇 メ ー ト	平成 二四・〇・二六	平成 二四・三・二二
		同市土岐津町高山字慈光官公有無番地先（六五番一八地先）まで	延 三・〇 メ ー ト	平成 二四・〇・二六	平成 二四・三・二二

選挙管理委員会告示

とおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の第二第一項の規定により、その名称等を次の

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大竹大輔を育てる会	大竹大輔	杉山 浩	各務原市つつじが丘5 91
松井さとし後援会	松井 聡	吉澤 寿	羽島市正木町曲利190 2
水野もりとしを支援する会	水野 盛俊	水野 美津枝	各務原市蘇原青雲町2 26 1

岐阜県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の第二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧

代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の住所	代表者の住所
鷲見靖彦	梶 武史	郡上市白鳥町為真12 86 1	小川 勝	郡上市八幡町本町86 1	郡上市内巧治
堀井文博を育てる会					

岐阜県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政

治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
芦田功後援会	芦 田 功	芦 田 芳 子	可児市今渡1274 1	平成24年 4月24日			

岐阜県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大竹 大輔	各務原市議会議員	大竹大輔を育てる会	各務原市つつじが丘591	大竹 大輔
松井 聡	羽島市長	松井さとし後援会	羽島市正木町曲利1902	松井 聡
水野 盛俊	各務原市議会議員	水野もりとしを支援する会	各務原市藤原青雲町226	水野 盛俊

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品競争又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県庁 中 田 肇

- 購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 3,806,000KWh
- 供給期間 平成24年11月1日0時から平成25年10月31日24時まで
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成24年8月17日
- 落札者を決定した日 平成24年9月26日
- 落札者の氏名及び住所 東京都中央区晴海1丁目8番11号
サニットエナジー株式会社
営業部長 達下 篤
- 落札金額 75,194,706円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課

(2) 野中啓 森田耕野田耕二丁目一画一画

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年九月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人希望舎
- 三 代表者の氏名 松田 浩
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市川合二七九三番地二四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がいがある者に対して、地域で豊かに生きていくことができるように支援する事業を行い、地域福祉の増進を図るとともに、障がいがある者が市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心をつなぐホースセラピーぐりん
- 三 代表者の氏名 近藤 聡
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣市屋井九〇六番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、健康な人や心身に障がいを持った人など幼児から高齢者まですべての人に対して、豊かな環境の中で馬を活用したホースセラピーをはじめ、生き物や自然や農業に関わる活動により、心身ともに充実し生き甲斐をもって生活できるような支援に関する事業を行い、青少年の健全育成をはじめ、人と人との交流及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害者自立センターつかいぼう
- 三 代表者の氏名 吉田 朱美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市早田東町八丁目四番一八セーブル長良一F
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者・高齢者に対して、地域で自立生活を送るのに必要な事業を行い、誰もが共に生きることができる街づくりに寄与することを目的とする。

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、世界淡水魚園の指定管理者である株式会社オアシスパークから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

(変更前) 田副 康夫

(変更後) 森川 拓

二 変更年月日

平成二十四年九月二十四日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十四年十月二十六日

岐阜県知事 古田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 交通信号機用可搬式発動発電機 100式

交通信号機用可搬式発動発電機 66式

交通信号機用可搬式発動発電機収容架 28式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成24年8月8日

4 落札者を決定した日 平成24年9月19日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市鶴舞町1丁目15番地

三興電通株式会社

代表取締役 辻 進

6 落札金額 24,150,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号